

秋田県条例第四十号

地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「以下」を「以下この条において」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「以下」を「次条第二項及び第四条第三項において」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。